

平成30年12月 4日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 議案第35号 東庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第36号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第37号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第38号 平成30年度東庄町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第39号 平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第40号 平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第41号 平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第42号 平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第43号 平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 請願第 3号 精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願
- 日程第16 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

- 1 番 土 屋 光 正 君
 2 番 宮 澤 健 君
 3 番 佐久間 義 房 君
 4 番 板 寺 正 範 君
 5 番 花 香 孝 彦 君
 7 番 大 網 正 敏 君
 8 番 高 木 武 男 君
 9 番 鈴 木 正 昭 君
 10 番 山 崎 ひろみ 君
 11 番 土 屋 進 君
 12 番 宮 崎 正 吾 君
 13 番 鎌 形 寿 一 君
 14 番 城之内 一 男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

- 町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 金 島 正 好 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 総 務 課 長 向 後 喜 一 朗 君
 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃 君
 ま ち づ ぐ り 課 長 林 栄 壽 君
 健 康 福 祉 課 長 海 上 孝 君
 会 計 管 理 者 飯 嶋 実 知 子 君
 病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 土 屋 富 士 雄 君
 教 育 長 五 十 嵐 正 憲 君
 教 育 課 長 多 田 克 己 君
 生 涯 学 習 担 当 課 長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹 本 忠 男
次 長 石 毛 美 恵 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成30年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 鎌形寿一君、1番 土屋光正君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

平成30年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る11月27日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案9件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から7日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は二人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、議案第35号から議案第43号までを順次上程し、質疑・採決を行います。続いて、請願1件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。

第2日目の5日及び第3日目の6日は休会としまして、この間、5日には午前にも文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の7日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の報告及び行政執行上の報告・説明等を行う予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月7日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月7日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成30年8月26日から11月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、9月25日に東庄町総合教育会議を、10月25日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催しており

ます。

次に、防災関係でございますけれども、9月14日に地域防災計画の改定に向け、第1回防災会議を開催しております。

また、台風24号の接近に伴い、9月30日から10月1日まで、避難所を開設いたしました。幸い大きな被害等はございませんでした。

次に、3ページ目中段の町民課の賦課徴収関係でございますけれども、町県民税等の新規・更正分納税通知書を記載のとおり発送しております。

次に、8ページ目中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますけれども、敬老祝金の贈呈の他、金婚・米寿をお祝いする会、満百歳お祝い、高齢者いきいきレクリエーションを実施いたしました。今後とも高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページ目中段、子育て支援関係の契約関係でございますけれども、東庄町放課後児童クラブ建設設計業務委託の他、計2件の業務を委託しております。

次に、同ページ下段から11ページ上段の衛生関係、保健関係でございますけれども、記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、12ページ目に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。老人福祉はもとより町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、13ページ目、14ページ目にかけて、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等19件の工事と測量業務委託等の4件の委託業務を発注しております。

また、15ページ目中段、農林関係の契約関係でございますが、2件の農道舗装改修工事を発注しております。

次に16ページ、商工・観光関係でございますけれども、雲井岬つつじ公園拡張整備工事等、3件の工事を発注しております。

また、11月3日に第31回ふれあいまつりを開催いたしました。町内外から約2万人の参加があり、盛大な催しとなりました。

次に、18ページ目の東庄病院関係でございますが、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ53.45人と105.11人となっております。

また、10月22日、入院・外来患者の安全確保のため、避難・誘導訓練及び消

火訓練を実施しております。

以上で、行政報告を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回実施いたしました。また、10月10日、11日の2日間にわたり教育委員が学校・幼稚園を訪問し、施設整備状況について視察をいたしました。

次の2項目目の学校教育関係では、来年4月に町内小学校に入学予定の幼児86人の就学時健康診断を実施いたしました。

契約関係ですが、まず、幼稚園関係の主なものとしては、来年度から認定こども園となる笹川幼稚園への木製総合遊具設置工事の契約を行いました。

続いて、小学校関係の主なものは、統合小学校となる笹川小学校の北校舎空調設置工事の契約を行いました。

中学校関係の主なものとしましては、駐輪場等整備工事2件を議会の承認をいただき、契約いたしました。

20ページ、指定寄附では、東洋合成株式会社千葉工場様より東庄町奨学基金として200万円のご寄附をいただきました。

中段の統合小学校関係では、それぞれの部会や会議、交流事業を記載のとおり行いました。小学校統合に向けてそれぞれの部会や会議で出された意見を参考にしたり、児童交流を行ったりして、小学校がスムーズに統合されるよう努めてまいります。

3項目目、生涯学習関係の生涯学習事業といたしましては、8月26日に小中学生を対象に子ども名作劇場、ミュージカル「宝島」の公演を行いました。また、ふれあいまつりと同日の11月3日に公民館を会場に第44回東庄町文化祭を行いました。

社会体育事業の主なものとしましては、10月7日に東庄中学校を会場に第57回町民運動会を実施いたしました。

次に、21ページの公民館事業といたしましては、歴史移動教室やことぶき大学、

家庭教育学級移動教室などの事業を行いました。

4項目目、社会教育関係、5項目目、図書館関係では、記載のとおり各種事業を行いました。生涯学習関係事業に多くの町民の皆さんが進んで参加出来るような事業となるよう、努力してまいります。

最後に、22ページの学校給食センター関係では、2学期の給食開始の9月4日から11月25日までの給食数は5万7,104食、1日平均1,038食でございました。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

おはようございます。議長のお許しを得て、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問事項であります、教育行政に関することについて伺います。

初めに、小学校統合に向けての進捗状況についてお聞きしたいと存じます。

平成32年開校の小学校の統合については、これまでも議会や全員協議会の場で説明をいただいておりますが、当初の計画より遅れているところもあり、心配しております。私は、統廃合の話が出始めた時から、子供達には出来る限り良い環境を整えてあげ、少しでも早く統合すべきとの考えでありました。教育委員会のご苦労も理解しているところです。先日も笹川小学校現地において、新しく建築された校舎やプールの状態、スクールバスの乗降所などの説明を受けました。現在、それぞれの部会において細かい部分の協議をしているところと認識しております。しかし、準備期間としては、あと1年もない状況なのではと考えます。

8月の広報と一緒に配布された、教育委員会発行の「小学校統合に向けて」のチラシを見ましたが、これは教育委員会の予定であって、現実性はあるのでしょうか。体操服の選定、決定、販売開始時期等も明記されていましたが、業者や販売店との話し合いはきちんと出来ているのでしょうか。

また、スクールバスの運行業務は町でやるのか、業者に委託するのか、台数は何台必要なのか、早く決定しなければならないのではと考えます。バスの購入に当たっては、昨今、学校の統廃合が進み、更には高齢者の足として、小型や中型のバスの需要は多く、希望どおりに購入するのも困難になるのではと考えるところです。早急に決定すべきと考えます。

また、学校跡地の件も同様です。統合した後、出来るだけ空白期間を出さないようにするとの当初の説明があったと記憶しております。もう少しスピード感を持って進めるべきと考えます。保護者や町民が安心出来るよう、教育委員会及び財政を含む担当課が一丸となって取り組んでいただきたいと思います。教育委員会及び町執行部の見解をお聞きしたいと存じます。

次に、放課後子ども総合プランの取り組みについて伺います。

一つは、子供が小学校に入学すると、共働きの家庭等が放課後の預け先が見つからず、「小1の壁」という問題にぶつかります。その対応に放課後児童クラブを設置し、保護者の要望に応えるものです。

我が町の放課後児童クラブは、現在2ヶ所で実施されております。小学校が統合してからは1ヶ所で実施するため、現在、学校の敷地内に建物を作る準備を進めているところかと思えます。この通称学童保育については年々需要が増えています。この先、申し込んでも入れないという事態は発生しないでしょうか。伺います。

更にもう一方で、希望する全ての児童が放課後や土曜日、夏休みなどに一緒に学習や体験活動を行う放課後子供教室があります。全国的には放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型として実施しているところもありますが、町としてはどのようにお考えかお聞きしたいと存じます。

次に、新給食センターの建設準備も遅れているように思いますが、32年の小学校統合時に間に合わせるように進めてきたと思いますが、可能なのでしょうか。また、現在の給食センターで働いている方達は新しく業務委託されても皆さん雇用していただけるのでしょうか。お聞きしたいと存じます。

次に、2番目の質問事項であります高齢者、交通弱者のための交通手段についてお聞きいたします。

現在、我が町で運行している外出支援バスは、小見川総合病院ルートが新設されたため、9月3日から時刻表が大きく改定されました。新しい時刻表が配布され、

運行開始の直前から私のところに何件もの苦情が入りました。急遽、一部変更する措置も取っていただきましたが、それだけではおさまりませんでした。前回の改定は5年前でしたので、これまで大変都合よく利用されていた方々が不便になり、また、利用出来なくなってきたところも出てきて、何とかしてほしいとのこと。町の方にも電話等が入ったと聞いております。これは誰が決めたのか、利用者にアンケートを取ったのかとの声もお聞きしました。調査や現場確認をし、会議をもって決めたこととは理解しておりますが、もう少し丁寧な準備が必要だったのではと考えます。3台のバスで町内及び旭中央病院、小見川総合病院への運行ルートを組むわけですから、全町民の要望に応えることは不可能だと理解しております。現在の課題について、町の見解をお聞きしたいと存じます。

私はこれまでもデマンド交通システムの導入を訴えてまいりましたが、予算も含め、課題もあるでしょうが、取り掛かりには至っていません。今のままで良いとの認識ではないと思いますが、高齢者や交通弱者のための交通手段として、新たなシステムの導入をお考えなのかお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、教育行政に関することの中の質問要旨1、小学校統合に向けての進捗状況について、お答えさせていただきます。

まず、8月に全戸配布いたしました小学校統合に向けての現実性についてですが、このチラシは統合全体会議で確認、決定された事項ということで、総務部会、通学・安全部会、児童交流・支援部会、地域部会の四つの部会について活動計画等を掲載しております。

ご質問の一つ、体操服の件につきましては、11月15日に開催されました総務部会において、町衣料品組合から提案された体操服候補について審査をし、5点を選定しました。今後は予定どおり各小中学校、役場町民ホールにおいて、展示とアンケートを行い、来年2月に体操服を決定したいと思います。

また、スクールバスの運行につきましては、10月にバス停ごとの乗車人数調査を実施しました。それを受け、通学・安全部会でバス停の位置や安全対策等を含め、

検討を進めております。

特にバスの台数につきましては、香取地区の教育委員会や各校長会等で構成される香取地域部活動検討委員会において小学校の朝練習は原則、行わないものとする事が示されたことにより、全学年の児童が一斉登校になるため、従前の2往復運行計画を見直す必要が生じました。各停留所からの乗車人数を考慮し、今年度中にルート及びバスの台数の結論を出す予定ですが、バスの台数は8台以上になることが今のところは想定されております。

運行業務については、町で車両を所有する場合は駐車場や維持管理が難しいことから、車両を含めて業者委託することを軸に検討を進めているところです。

小学校統合に向けての進捗状況につきましての教育委員会からの説明を終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から、質問事項1、教育行政に関する事、質問要旨1、小学校統合に向けての進捗状況のうち、学校跡地に関する質問について、お答えをさせていただきます。

跡地利活用の基本方向につきましては、9月14日の議会全員協議会で説明をさせていただいたとおり、民間企業との協力、連携による取り組みが重要と考え、事業内容も含めて募集、公募を行うという方向で調整をまいりました。

その後、総合教育会議、行政協力員まちづくり会議、小学校統合全体会議地域部会においても同様の説明を行い、概ねご了承いただいたものと考えております。これを踏まえて、学校跡地利活用庁内検討会議において、学校跡地利活用の基本方向を決定し、先日、議員各位にお知らせをさせていただいたところでございます。

また、広報とうのしょう12月号や町ホームページ等で住民の皆様に基本方向をお知らせしております。

今後の統合のスケジュールや方法については、現在、千葉銀行や、いわゆるシンクタンクである千葉銀総研にも協力をいただきながら進めているところでございます。

また、文部科学省や千葉県の企業立地課と連携し、公募の段階で文部科学省や県

のホームページ等でPR出来るよう進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては決定次第お示しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の1番目、教育行政に関すること、質問要旨の2番目、放課後子ども総合プランの取り組みについてのうち、放課後児童クラブ関係についてお答えをいたします。

放課後児童クラブについては、現在、笹川小学校内で笹川中央保育園が運営するゆめゆめクラブと公民館・東城分館で橘保育園が運営するすぎのこクラブの2ヶ所があり、定員はそれぞれ50名であります。本年度の利用申込者数はゆめゆめクラブが106名、すぎのこクラブが117名であります。利用申込者数は2ヶ所とも定員を超えておりますが、実利用者数については平成29年度実績で1ヶ月当たりゆめゆめクラブが40人、すぎのこクラブが48人となっております。利用申込者数は定員を大きく超えておりますが、実際には月に1回か2回、もしくは年に数回の利用、また申し込みをただけで一度も利用していない方もいます。

なお、今までに利用申し込みをしたが、放課後児童クラブを利用出来なかったということは聞いておりません。

施設基準でも面積要件は定員の要件を大きく上回っておりますので、定員を超えての利用も問題ないかと思えます。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

それでは、私の方からは、放課後子ども総合プランの取り組みについて、生涯学習に関係する内容についてお答えしたいと思います。

まず、放課後児童クラブとは、日中、保護者が家庭にいない小学生を対象として、放課後の居場所を作り、保護者が安心して働けるようにするための事業であるのに

対し、放課後子供教室は、全ての小中学生を対象として、地域ボランティア等により、宿題の指導や読み聞かせ等の学習支援、また工作やスポーツ、文化活動などの体験活動などを行う事業であります。

また、放課後子ども総合プランとは、山崎議員のご質問にありましたように、放課後児童クラブの受け入れを拡大することと、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型として実施することを推進する事業であります。

東庄町の取り組みについては、現在まだ放課後子供教室という名目では実施しておりませんが、現在、公民館で実施しております小学生を対象とした子供講座が家庭にかわる居場所の提供と体験活動を行うことを目的とした放課後子供教室とほぼ同じ内容であるかと思えます。

今年度の子供講座の内容は、月3回、土曜日に書道教室、月2回、日曜日に絵画教室、また夏休みには親子パンづくり教室や工作の講座などを実施しております。

今後も講座の内容を充実させ、放課後の時間帯にも実施していくなどして、放課後子供教室の趣旨に沿った形での講座の運営を検討してまいります。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型については、放課後児童クラブの児童も含めて、同じ施設で様々な体験活動をさせることですが、放課後児童クラブが平成32年度から一本化され、笹川小学校敷地内で運営されますので、所管の健康福祉課と連携協議をして、いい形での運営を検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問要旨3、新給食センターの開始時期及び職員の雇用についてご説明させていただきます。

新給食センターにつきましては、昨年11月に策定した「新東庄町学校給食センター整備計画」に基づき、準備作業を進めております。工期につきましては、当該整備計画に記載のとおり平成31年度に建設、工事着手、完成で変更はございません。これは平成31年度国庫補助金を利用するためのスケジュールであり、厨房機器納入を含めて来年度中に完了する見込みであります。

稼働に関しては、現在のところ計画のとおり平成32年4月を目指すということ

で変更ありませんが、新たに統合する東庄小学校のスタートでもあり、児童・生徒達が学校に不慣れなことと、弁当箱方式から自分達でご飯やおかずを盛りつける食缶方式に変わるため、給食の配膳等も大きく変わります。実情を考慮しますと、児童が学校に慣れ、夏休みという長い準備期間があることが望ましいとも思われますので、児童への指導等の準備を含めて、稼働開始時期は学校現場の実情を考慮し、検討し、4月にこだわらず決定したいと考えております。

次に、給食調理業務の委託関係につきましては、新東庄町学校給食センター整備計画に記載のとおり、委託を軸に検討を進めております。なお、業者選定方法は平成31年度にプロポーザルを実施したいと考えており、仕様書の中で現在働いていただいている臨時職員については、希望する場合は、雇用継続することを含める内容にしたいと考えております。

以上で教育委員会からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。
議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、高齢者、交通弱者のための交通手段、質問要旨、現在運行している外出支援バスの課題及び新システムの導入についてのうち、外出支援バス関係についてお答えをいたします。

外出支援巡回バスについては、議員がおっしゃられるように、本年9月から小見川総合病院ルートを新設し、運行したことにより、時刻表が大きく変わりました。そのため、町民の方より11月末までに約30件のご意見をいただいております。

主なものは、既存のルートがなくなり、今までより利用しづらくなった、停留所を増やしてほしい、利用者が全くいない停留所に多く行っているなどでございます。

現在の課題としては、時刻表の見直しなどを行い、出来るだけ町民の要望に応えること、またシルバー人材センターに委託しております運行業務でございます。運転業務につきましては、運転手の確保が大変厳しい状況であります。現在7名の運転手によりシフト制で運行しておりますが、高齢化により人員不足が懸念されております。議員がおっしゃられるように、3台の車両で運行しておりますので、町民の要望全てに応えるのは不可能であります。出来るだけ町民が利用しやすい外出支援バスとするため、11月に乗降調査を行いました。今後、町民の方からいただい

たご意見、乗降調査の結果等を踏まえ、時刻表を見直しし、シルバー人材センター及び外出支援バス運営協議会等で協議をし、準備が整いましたら新たな時刻表で運行してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私から、要旨3の現在運行している外出支援バスの課題及び新システム導入についてのうち、高齢者や交通弱者のための交通手段として、新たなシステムの導入について考えているかとのご質問にお答えをいたします。

公共交通ということで、私の方からお答えをさせていただきます。

高齢者の増加に伴って、移動手段の確保は重要な問題であると認識しております。現在、外出支援バスの運行をしておりますが、特にひとり暮らしの高齢者で足腰に不安のある方がスーパーマーケットに買い物に行ったり、あるいは病院に通う場合に、外出支援バスの停留所までは遠い、また買い物をした後、荷物を持って停留所から自宅まで歩くのがつらいといった、そのような状況があるようでございます。外出支援バスを補完する新たな移動手段を検討していく必要があると認識をしております。

議員からご提言をいただいておりますデマンド交通システムにつきまして、地元のタクシー事業者さんに運営主体となっただけであればありがたいのでございますが、従業員数などから現時点ではなかなか厳しい状況でございます。

今後、デマンドタクシーを含めて、近隣自治体や全国の先進地の例を研究し、また福祉部門と連携しながら、高齢者や交通弱者のための有効な交通手段を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

統廃合の方の総務部会で現在、体操服を決定して、2月に決定するというのですが、業者とも販売店とも連絡を取り合っているということなので、その辺は町の

方でお任せをしたいと思うのですが、体操服というのは身近な問題なので、保護者も情報が飛び交って不安に思うことが多いようです。これにも時代の流れがあって、二極化があるのです。一部では、新しいものはすぐに買いそろえて子供に着せたいという保護者、また一方では学校で使用するものにはあまりお金をかけたくないという保護者も極端に今、おります。

やはり購入する側、販売する側、保護者も販売店も困らないように早目の対応をお願いしたいと思います。2月で間に合うかどうか、ちょっと私は具体的にはわかりませんが、どのようにお考えなのか、当初、幼稚園の運動会に間に合うようにとかという声も聞きましたので、その辺も保護者がとても不安に思っておりますので、情報の提供を与えていただきたいと思います。

あとはスクールバスの運行についてですけれども、早く結論を出して取りかかるべきだと思います。昨今、車の事故も多発しております。安全な運行業務をしていただく形をきちんと取ってほしいと思います。

そこで1点お聞きしたいのですが、スクールバスは登下校に利用されますが、その他の空いている時間帯には別の利用が可能なのでしょうか。

それから、学校跡地の利活用についてですけれども、民間企業と協力、連携して企業誘致を進めるという基本方向を決定したという文面を見ましたけれども、企業誘致をするのであれば、先程課長も答弁されましたけれども、速やかにホームページ等を利用して、幅広くアピールするべきだと思います。実務は速やかに、住民への説明は丁寧に心をかけて、空白期間は出来るだけ短くする取り組みをしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

それから、通称学童保育についてですが、統合してこれから1ヶ所で始まるわけですが、地域によっては申し込み時点において定員オーバーということで、登録すら出来ない状況だと聞いております。この点に関しては、我が町としてはどうでしょうか。

また、前回にも申し上げましたが、学童保育の利用料についてですが、シングルマザーの方や所得の低い方、また二人以上を同時に預けなければならない家庭など、減免措置をお願いしたいと思います。これは重ねての要望です。

それと、子供教室についてですが、教育委員会としては、現在、公民館等で実施している子供講座がそれに値するという認識かと思っておりますけれども、出来ればもう

少し内容等の幅を広めていただき、多くの子供が参加出来る取り組みを、それには講師など、マンパワーが必要になるかと思います。町には多くの高齢者の人材がいっぱひいます。掘り起こして、子供達のために力を貸していただけるよう、取り組むべきではありませんか。

次に、デマンド交通システム、外出支援バスなんですけれども、外出支援バスにおいては、もう限度があるかと思います。病院に行くルートはとても重要かと思いますが、全町民のために町内を網羅するというのはとても難しいです。現在も近隣ではデマンド交通システムを実施しているところもありますし、乗り合いタクシーとか有償ボランティアによる新しいシステムが導入されているところもあります。実際まだ、具体的に町としては試算はしていないのではないかと思います。実施している市町の状況を見て、町民にとって一番良い形で進めていっていただきたいと思います。

高齢者の運転する車の事故が多発しています。いずれは私達も運転出来ない時期が来ます。早く取り組まなければいけない問題ではないかと思っております。

以上で2回目を終わります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、ただいまの体操服の関係につきましてご説明させていただきます。

まず、体操服につきましては、現在、ほぼ5点で決まりまして、来年の2月にアンケートを取るという形でご説明させていただきました。これにつきましては、平成32年の統合後、4月に全員その体操服ということではなく、児童生徒の成長に合わせまして、買いかえる時に、その体操服にさせていただくという形の中で考えております。

また、保護者に関しましては、その情報提供につきましては、広報、ホームページ、各チラシ等で細かに情報提供をしまいたいと思います。

続きまして、スクールバスにつきましては、その他の時間帯については使えないのかということですが、契約の内容によりまして、これは小学校のスクールバスということですが、中学校の生徒、小学校の生徒の校外活動、こういった形を契約の中に盛り込みまして、幅広く活用出来るようにしたいと考えております。

す。

以上です。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

学校跡地の利活用について、企業誘致を進める上で情報を速やかに幅広くアピールしてということでございます。問い合わせに対する対応の方針等を定めまして、速やかに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、新しく出来ます笹川小学校の敷地内に建設予定の放課後児童クラブの関係ですけれども、定員が120名でございます、それを超えてしまったの申し込みは可能かということでございますけれども、今まで同様に申し込みは可能と考えております。面積要件も120名よりは大きく作る予定でございます。そういうことも考慮いたしまして、申し込みに関しては可能と考えております。

よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

生涯学習担当課長、林寛君。

生涯学習担当課長（林 寛君）

放課後子供教室につきまして、今、公民館で行われています講座の内容の幅を更に広げていくということ、講師としての地域のマンパワーを活用した方がいいということでしたが、子供達に喜んでもらえるように、また、ためになるような講座の内容になるように、地域の講師となる人材を確保しまして、今後、より良い講座になるように行ってまいりたいと思います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

デマンド交通に対するご質問でございます。先程申し上げましたが、全国の先進

地の例を研究して進めてまいりたいと思います。また、小学校統合により運行が始まる通学バスの公共交通としての可能性も併せて検討していく必要があると認識をしております。

以上です。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

1点ずつ。体操服、先程買いかえ時期にかえればいいというお話がありました。先程私も申しましたけれども、買いかえ時期でかえるのもそうなんですが、新しくなったら新しいものを買いたいという人がいますので、その辺の、余裕を持って準備をする体制を整えていただくために早目の措置をお願いしたいと思います。

それから給食センターですけれども、先程の答弁だと、4月というよりは9月になるかもというお話ですが、その点も早い時期に保護者には周知しなければならないと思います。私も説明する時、最初9月、その後4月に間に合わせるということで、いろいろな場面で説明してきております。それが変わるということは私も説明しなければいけないので、早い時期に結論を出していただきたいと思います。

子供教室の方ですけれども、これから取り組んでいただけるということですので、32年の統合に関して、放課後児童クラブと子供教室が一体型ということもあり得ると思いますので、検討していただきたいと思います。

それからデマンドですね、デマンドはというか、交通弱者の足です。やはりとても重要です。取り組んでから計画して実施するまでに何年もかかると思います。今、あと数年したら団塊の世代が全て75歳以上になります。今、80を過ぎると、80過ぎてもこの辺では運転されておりますけれども、事故がすごく多発しております。それを不安に思って免許証を返納するという方も出てきております。免許証を返納する人の対応をしながら、新しい交通システムは考えていかなければならないと思います。早目に部会を立ち上げて、本当にしつこいぐらい試算をして取り組んでいただきたいと思います。

最後は要望になりましたけれども、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時からとします。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、高木武男君。

8番(高木武男君)

8番、高木です。それでは一般質問をさせていただきます。

情報公開についてと認知症について、2点、お伺いいたします。

まず、情報公開について。

広辞苑によると、情報とは、「ある事柄についての知らせ」とあります。ちまたでは、情報が氾濫しています。テレビ、ラジオ、スマホ、新聞等の媒体から情報が次から次へと入ってきます。もう結構ですと言いたくなります。

他方、町民が知りたいと思う情報が届いていないのではないかと思います。議会議員を選んだ有権者であり、税金を払った納税者でもある町民に対して、正しい情報が届いていないならば、大変申し訳ないことだと思えます。

民主主義国家の基本的な原理原則として、情報公開制度、国や地方自治体の政治行政に関する記録資料を主権者である国民一般に公開する制度。情報公開法、政府が国民への説明責任を果たし、国民による行政の監視、参加の充実に資することを目的とする法律。知る権利、国民が国の政治や行政に関する公的な情報を知る権利等があります。

正しい情報が町民に伝えられなければ正しい判断が出来ません。情報公開制度、情報公開法、知る権利について、町ではどのように考えますか。お伺いいたします。

次に、認知症について。

認知症が原因と思われる交通事故が多発しております。高速道路での逆走、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる他車への衝突や店舗への突入など、確実に増加傾向にあると思われます。認知症が原因の交通事故は、本人だけではなく、周りの人をも不幸にします。

安心安全なまちづくりをする上で、認知症についても真剣に考えなければならぬと思います。町は認知症についてどのような認識でしょうか。また、本町における認知症患者の現状と患者数、そして将来予測についてお示してください。

認知症が発症する原因について。

認知症は脳の病気であり、老化やストレス、生活習慣病等が原因で発症するのではないかと考えておりますが、認知症の発症原因について、お伺いいたします。

認知症の予防対策について。

認知症は、頭的生活習慣病とも言われています。生活習慣病に予防対策があるように、認知症においても予防対策が十分考えられると思います。予防の最大のポイントは、日々の生活習慣の見直しであり、運動や食事、脳のトレーニングなどだと思います。本町における認知症の予防対策についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、質問事項1、情報の公開についての質問要旨1、町民の知る権利について、高木議員のご質問にお答えをいたします。

議員が言われるように、町政に関する情報が正しく町民に伝わることは、町政を進める上で大変重要なことと認識をしております。情報公開制度、情報公開法、そして知る権利について、町はどう考えるかとのご質問でございますが、まず、情報公開制度は二つの側面がありまして、一つは広報紙やホームページ等を通じて町の情報を適時に適切な方法で公表、提供していく、いわゆる情報提供という側面でございます。もう一つは、町民が町の保有する公文書の開示を請求出来る制度でございます。

公正で開かれた町政を実現し、町民の町政参加を一層推進するために積極的に情報提供を行い、また開示請求があった場合に適切な情報開示を進めていく必要があると認識をしております。

次に、いわゆる情報公開法は行政機関の保有する情報の公開に関する法律という法律で、これは国の機関が保有する文書に対する開示請求権や開示請求の手続きについて定めると共に、国の情報提供施策の充実について定めた法律でございます。

次に、知る権利についてですが、知る権利という用語は、法律や条例に明記されているわけではございませんが、町政を行う上で、町政に関する情報が町民に知らされ、町民はこれを知る権利を有することが自由と民主主義を原則とする日本国憲法の趣旨にかなうものと考えております。東庄町におきましては、個人のプライバシー等に留意しつつ、積極的な情報公開に努め、本町の情報公開制度が町民の町政に対する信頼をもたらすよう、努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、認知症について、質問要旨の1番目、認知症の発症原因、質問要旨の2番目、認知症の予防対策について、お答えをいたします。

認知症とは、様々な原因で脳の働きが悪くなって、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、通常の老化による衰えとは違います。

初めに、認知症に対する町の認識ということですが、議員がおっしゃられるように、認知症が原因と思われる交通事故等が全国各地で多発しており、町としましても、大変重要な問題であると認識をしております。

続いて、認知症患者の現状と患者数、将来予測についてですが、現在、介護保険制度を利用し、グループホームと言われている認知症対応型共同生活介護に6名が入所しております。また、平成29年度に開始した、徘徊等が見られる認知症高齢者等が行方不明になった場合に、早期発見及び保護を行うための東庄町認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム事業に4名が登録しております。

認知症の患者数については把握をしておりますが、今後、増えてくるものと思われれます。参考までに、国は65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、平成24年時点で約462万人とし、65歳以上の高齢者の7人に一人が発症、平成37年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に一人が認知症を発症すると推計しております。

次に、認知症の発症原因についてですが、はっきりした原因はわかっておりませんが、一般的には老化による発症、けがや病気による発症、生活習慣病が発端となる病気、長期的なストレスなどと言われております。

続いて、質問要旨の2番目、認知症の予防対策についてお答えいたします。

認知症についての理解を広めていくため、地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座を年2回、実施しております。また、各地域の集まりや、各種団体などでも実施しており、平成29年度には役場全職員を対象に実施し、現在約800名が受講されております。認知症サポーター養成講座は今後も実施をしております。

町で現在行っている認知症予防としては、各種介護予防教室を通じて実施しております。保健福祉総合センターと町公民館で実施している運動教室では、運動習慣について学んでおります。また、各地域で実施しているいきいきサロンや出前講座の中でも認知症予防についての講座や簡単な頭の体操なども行っております。

また、地域住民の方々が担っている介護予防サポーターの方にも協力をいただきながら、地域で実施しているサロン等の中でも広げてもらえるようにしており、今後も身近な地域での集まりの中で広まっていければと考えております。

平成30年4月に認知症やその疑いがある方を訪問し、病院受診や介護保険サービスにつなげる支援を行う認知症初期集中支援チームを立ち上げました。チームのメンバーは医師や看護師、介護福祉士などの医療、介護の専門職で構成されております。地域包括支援センターが相談窓口となっており、地域包括支援センターにおいて認知症初期集中支援チームに依頼した方が良いと判断した場合にチームに依頼することとなっております。今までに4件の相談がありましたが、チームには依頼しておりません。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

知る権利について。

町民が町政や議会に関する公的な情報は、憲法21条によって知る権利として保障されています。町民は町政のことは広報とうのしょうから、議会のことは議会だよりから情報を得ることが出来ます。議会において、議案の提案者にとっては不都合なことかもしれませんが、議案に反対を投じた議員にとっては大変な勇気とエネ

ルギーを使った議員活動なのです。町民は、議員の議会での活動を議会だよりを通じて知ることが出来るのです。議会は、いろいろな問題を議論する場所です。その議案に賛成する人、反対する人がいて当たり前です。議論の結果、このように決まりましたと報告するのが議会だよりかと思えます。

一方、町においては、広報とうのしょうを発行しております。重要案件について、採決された結果だけが掲載されていますが、賛成意見、反対意見がある中で、町民は議会での議論の様子を知りたいのです。重要案件については、賛成討論、反対討論を広報には掲載すべきだと思います。どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、認知症について。

認知症は、生活習慣病の一環だということがわかった気がいたします。生活習慣病の予防に更に磨きをかけ、いつまでも健康でいられるようにしたいものです。認知症は、誰もが発症する可能性がある病気です。年を重ねると、その危険性が高まり、一度かかると完治は難しいとされる認知症において何よりも大事なことは予防に勝るものはないと思います。

認知症の予兆を知って、発症するまでの期間を延ばしたり、最後まで病状が出ないようにすることも可能だと思います。早期からの予防が将来の健康を左右します。

日々の生活習慣の見直し、運動や食事、そして脳のトレーニング等、認知症予防の取り組みが医療費の低減につながり、国民健康保険税の引き下げにつながる一助になるのではないのでしょうか。

運動といえば、ウォーキングが思い浮かびます。健康志向の高まりでウォーキングする人は年々増えています。こういうニーズの高まりに応えるのが行政の仕事ではないのでしょうか。

ウォーキングとサイクリングロードの整備が出来る場所が本町にはありますが、そのような考えはありませんか。お伺いいたします。

また、屋外での運動の難しい人のためにマグネットバイクや電動ウォーカー等の健康器具を貸し出す考えはありませんか、お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

広報紙に重要な議論の審議内容を掲載すべきではないかというご質問でございます。

町の広報紙と、それから議会の広報紙は、それぞれ役割があるかと思えます。議会の議論については、議会だよりにおいて編集、発行されるものと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、高木議員の2回目の質問にお答えをいたします。

ウォーキングとサイクリングロードの整備をする考えがあるかということですが、サイクリングロードにつきましては、利根川の堤防沿いに大利根サイクリングロードが整備されております。町ではウォーキングと新たなサイクリングロードを整備する計画は現在ございません。

また、健康器具の貸し出しについてですが、現在、町には貸し出す健康器具等はありません。保健福祉総合センターにはエアロバイクが設置されており、無料で使用出来ますので、ご活用をいただきたいと存じます。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

では最後、3回目の質問をさせていただきます。

知る権利について。

憲法21条には、言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。同条2項には、検閲は、これをしてはならないとなっています。町政や議会内の事柄について、広報とうのしょうや議会だよりはありのままを町民に知らせる責務があります。一方、町民からすれば、町政や議会内の事柄については、知る権利があります。正しい情報が町民に届けられなければ、間違った判断をしてしまいます。本町において、憲法21条に抵触するような事案があるように思われます。民主主義国

家であり、法治国家である本町において、憲法遵守についてどのように考えますか、お伺いいたします。

次、認知症について。

認知症は、20年ないし25年前より、徐々に進行し、だんだんと重症化します。認知症と感じたら早目の対策が必要です。しかし、本人はもとより、家族でも認知症を認めながら、隠そうとする傾向があるように思います。

家の中にこもりきりになると、症状は益々悪い方向へと向かいます。町では認知症対策のいろいろなプログラムがあると聞いております。いろいろな取り組みがある中で、そのような計画に出席される方は、ほんの一握りだということを知っています。より多くの方がこの計画に参加していただくためには、民生委員さんの役割と活躍が期待されます。オレンジプランが絵にかいた餅にならないようにするため、町はどのように努力されるのでしょうか、お伺いいたします。

これで3回目ですので、要望事項を一つ申し上げます。

町民の知る権利と情報公開法の遵守について、特段の配慮をお願いします。

以上です。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えをいたします。

まず、憲法に違反をしている事実があるのではないかというお言葉がございましたが、それにつきましては、町といたしまして、違反することのないように進めていくというお答えになります。

具体的にどういったことがそうなのかお示しいただけると、もう少し具体的な答弁が出来るかもしれないと考えております。

町といたしましては、町民の皆さんに積極的に情報公開を行って、そういう姿勢で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

新オレンジプランは、超高齢化社会に向けて厚生労働省が打ち出した認知症施策であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指し、平成27年に策定し、平成29年に改訂したものであります。

この新オレンジプランでは、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくため、七つの柱に沿って施策を統合的に推進していくこととなっております。この七つの柱には様々な施策を掲げておりますが、町では既に認知症サポーター養成、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの活用、地域での見守り体制の整備などを実施しております。

また、民生委員さんには地域での見守り体制の整備、各地域で行っているサロンや出前講座等でご協力をいただいております。

新オレンジプランの七つの柱に掲げられている施策で、町として今後実施出来るものもありますので、取り入れていきたいと考えております。今後も認知症の人やその家族に対して、地域で出来ることを行っていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時24分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第35号、東庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第35号、東庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正をされ、平成29年5月30日から施行されたことに伴い、法改正等の趣旨を踏まえ、東庄町個人情報保護条例等について、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第35号、東庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定することについての内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、本条例は個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法改正等の趣旨を踏まえ、東庄町個人情報保護条例等について所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条は、個人情報保護条例の一部改正でございます。参考資料の1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

条例第2条、第1号の改正は、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため個人情報の定義を改正するものでございます。

第2号は、個人識別符号の定義は、個人情報の保護に関する法律の定義と同一とするものであり、例としては、体の一部の特徴、指紋等でございますが、これらを電子計算機のために変換した符号、旅券番号等の対象者ごとに振り分けられる符号等でございます。

第3号は、本人に対する不当な差別、または偏見が生じないように、その取り扱いに特に注意を要する個人情報として、要配慮個人情報に関する規定を追加するものでございます。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯

罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報となります。

なお、規則で定める記述とは、国の政令の内容を踏まえた内容となっております。

参考資料 2 ページをご覧ください。

第 6 条の改正は、保有個人情報取り扱い事務の廃止、または変更する際、町長へ届け出ることとなっておりますが、その届け出事項に要配慮個人情報を追加するものでございます。

第 7 条の改正は、現行の条例上、原則収集禁止としている思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報が要配慮個人情報に含まれることとなったことによる条文の改正となります。

要配慮個人情報については、その取り扱いに特に注意を要する個人情報として収集制限し、法令等に定めがある時、または個人情報取り扱い事務の目的達成のため必要があると認められた時は適用除外としております。

なお、個人情報取り扱い事務の目的達成のため必要があると認められるとして収集した場合は、その旨を審査会に報告することとしております。

次に、改正条例第 2 条でございますが、東庄町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

参考資料の 3 ページの新旧対照表をお願いいたします。

これは東庄町個人情報保護条例の一部改正等により、引用している条文の号ずれによる改正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第35号、東庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第36号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第8、議案第37号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第36号及び第37号の提案理由を申し上げます。

職員の給料は、地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与増との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国におきましては、平成30年度の人事院勧告に基づき、月例給及び期末勤勉手当の引き上げ等を内容とする給与改定に関連する法令が公布されております。千葉県におきましても、千葉県人事委員会勧告に基づき、国と同様の給与改定案が現在、県議会に提案されているところであります。

これを受けまして、本町におきましても国・県の給与改定に準じた給与改定を実施するものであります。

議案第36号につきましては、一般職員の給料表及び期末勤勉手当の改正、議案第37号につきましては、常勤の特別職の期末手当の改正が主な内容となっております。

以上、2議案につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第36号と議案第37号、両案の内容を説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案第36号につきましては、町長の提案理由にありましたように、一般職の職員について、国・県に準じた給料及び期末勤勉手当等の改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

初めに、本改正条例の全体構成をご説明申し上げます。

この改正条例は、2条立てとなっております。

6ページに記載の改正条例第1条で、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しております。

7ページから28ページまでは、改正対象となる職種ごとの改正後の給料表が記載されております。

なお、これらの給料表につきましては、参考資料の新旧対照表への記載を省略させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

次に、29ページから記載の改正条例第2条は、改正条例第1条と同じ条例である一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものとなっております。これは同一の条例のそれぞれの改正内容について、施行期日を異ならせる必要があるため、二つに分けたものとなっております。

それでは内容につきまして、ご説明いたします。

参考資料の4ページから6ページの新旧対照表並びに別紙の主な改正内容をご覧いただきたいと思います。

1点目は、官民格差を解消する給与月額を引き上げ改定を行うものでございます。

給料表につきましては、議案書の7ページから28ページに改正後の給料表を掲載しておりますが、行政職給料表(一)を国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて引き上げいたします。

初任給を1,500円、若年層についても1,000円程度、その他は400円を基本に引き上げ改定いたします。

平均改定率は0.2%であります。その他の給料表も行政職給料表(一)との均衡を考慮して引き上げ改定をいたします。これを平成30年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。

2点目は、初任給調整手当について、医師に対する支給月額を千葉県の金額に準じて、30万8,600円とするものでございます。

これが第7条の4の規定でございます。

3点目は、期末勤勉手当の引き上げでございます。民間支給割合と見合うように年間の支給割合を0.05月分引き上げるもので、これにより年間4.4月分が4.45月分となります。この引き上げ分は、勤勉手当に上乘せとし、平成30年12月の支給分から適用させるものでございます。

また、改正案第2条では、まず、期末手当について、年2.6月の支給割合を変えずに、平成31年度以降、支給割合を6月期と12月期で平準化し、いずれも1.3月とする内容であります。

次に、勤勉手当について、平成30年度の引き上げ分、0.05月を平成31年4月以降においては、6月期に0.025月分、12月期に0.025月分と配分する内容であります。これにより、勤勉手当の支給割合は6月期と12月期、いずれも0.925月となります。

続きまして、議案第37号について、ご説明を申し上げます。

議案書は31ページ、参考資料7ページをご覧いただきたいと思っております。

特別職の期末手当の支給割合の改正でございます。現行、一般職の期末勤勉手当の年間支給割合4.4月と特別職の期末手当の年間支給割合を同一としているところでございます。

今回、一般職の期末勤勉手当0.05月引き上げに合わせ、特別職においても0.05月引き上げ、年4.45月とする内容であり、この引き上げ分0.05月は平成30年12月の期末手当支給分から適用させるものでございます。

なお、改正案第2条では、平成31年4月以降において、年4.45月の期末手当を一般職と同様、6月期と12月期で平準化し、いずれも2.225月とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第36号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第38号、平成30年度東庄町一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第43号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上、6案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第38号から議案第43号まで、一般会計の他、特別会計5件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に、議案第38号、平成30年度東庄町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,149万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,704万2,000円とするものでございます。

この他、第2条、債務負担行為の補正では、限度額の補正を行っております。

主な補正内容でございますが、先程、議案第36号及び第37号において可決をいただきました一般職、特別職の給与改定などによる増額及び職員の異動等による変更を行っております。

また、保健福祉総合センター、オーシャンプラザ、東庄病院の空調設備を来年度更新するための設計業務委託料及び出資金を計上してあります。

次に、民生費関係では、指定寄附を受けての車両購入費及び保健福祉総合センターに来年度建設する調理室の設計を新規計上しております。

次に、衛生費関係では、香取広域市町村圏事務組合の負担金を増額補正いたしました。

次に、教育費関係では、国の補正予算を受け、中学校の空調設備設置工事を前倒しで行うため、新規で計上いたしました。

続いて、議案第39号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,174万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,094万8,000円とするものでございます。この補正につきましては、主に不足が見込まれ、療養諸費の増額及び療養給付費等負担金の平成29年度分精算による返還金の計上、そして職員の給与改定による人件費の増額でございます。

続いて、議案第40号、平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,438万6,000円とするものでございます。この補正につきましては、平成29年度分市町村保険料負担金の精算による追加保険料を計上するものでございます。

続いて、議案第41号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,196万1,000円とするものでございます。内容につきましては、歳出において人件費の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第42号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,215万7,000円とするものでございます。内容につきましては、歳出で給与改定等による職員給与の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第43号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

初めに、予算第3条に定めた収益的支出の補正でございます。病院事業費用の医療費用に123万9,000円の追加をし、病院事業費用総額を10億8,855

万7,000円にするものであります。内容につきましては、給与改定に伴う人件費の増額補正をするものでございます。また、予算第6条に定めました議会の議決を得なければならない流用することができない経費につきましては、職員給与費を123万9,000円増額をし、4億3,740万2,000円とするものでございます。

続きまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入の出資金に157万2,000円を追加し、資本的収入総額を3,957万4,000円とし、資本的支出の建設改良費に314万4,000円を追加し、資本的支出総額を1億30万7,000円とするものでございます。内容につきましては、空調設備更新工事、設計業務委託料であります。

以上、議案第38号から議案第43号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第38号、平成30年度東庄町一般会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の41ページをお願いいたします。

先程、町長の提案理由にもございましたように、人件費関係で1款から9款までの2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費について補正をしております。

2節・給料は、国及び県の給与改定に準じて当町の給与費用改定と育児休業2名分の減額を行い、合計247万7,000円の減となりました。

3節・職員手当等においては、勤勉手当0.05月分増や時間外勤務手当の補正を行い、合計243万1,000円の増となりました。

4節・共済費は、育児休業2名分の減などにより、61万5,000円の減となりました。

その他、一般会計から特別会計への人件費繰り出し分の補正として、3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が38万2,000円の増、介護保険特別会計繰

出金が16万2,000円の増となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに41ページ、2款・総務費、1項5目・総務管理費、企画費の11節・消耗品費1万円及び印刷製本費9万5,000円、小学校跡地利活用の方向性として、企業誘致を推進してまいりますので、町のPRのためのDVD及びチラシを作成するものでございます。町のPR用のDVDの内容は既に委託済みでございますので、今回の補正は消耗品と印刷製本費のみの補正となります。

次に、42ページをお願いいたします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費の23節・障害者医療費国庫負担金返還金193万6,000円、昨年度の国庫負担金額が確定したため精算するものでございます。

次に、28節・国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定分390万4,000円、当初予算に対して増加となりました保険税軽減分及び保険者支援分に対する繰出金の増額補正となっております。

次に、43ページをお願いいたします。

5目・地域包括支援センター費の12節及び18節の合計187万3,000円、9月に有限会社ブライトピック千葉様よりご寄附を114万6,100円いただきましたが、福祉のためにという指定寄附でございましたので、来年度早々に買いかえる予定の軽自動車2台を前倒しして購入するものでございます。保険料を除いた残額につきましては、地域福祉基金の取り崩しに充当いたします。

次に、6目・デイサービスセンター費の13節・調理室増築工事設計業務委託料86万4,000円、デイサービス事業の食事の提供体制が変更されることに伴いまして、温かい食事を提供出来るようにするため、デイサービスセンター北側に調理室を増築するための設計業務委託となります。増築工事につきましては、来年度早々に実施したい予定です。

次に、8目・オーシャンプラザ費の11節・修繕料34万1,000円、今年度、オーシャンプラザで発生しました空調設備の故障に伴い、緊急的な支出を行いましたので、今後の不足分について増額補正するものでございます。

13節・空調設備更新工事設計業務委託料63万6,000円、先程、町長の提

案理由にもありましたが、保健福祉総合センター、オーシャンプラザ、東庄病院の空調設備にはH C F C、いわゆるフロンが使用されておりますが、そのH C F Cは、2020年に生産が終了となり、故障した場合に空調設備の修繕が困難となるため、来年度、空調設備について更新する予定となっております。そのための設計業務委託となります。

次に、2項・児童福祉費、2目・児童措置費の13節・保育事業委託料3,162万4,000円、保育所入所人数の増加、公定価格の改定による増額補正となっております。

19節・施設型給付費等負担金196万7,000円、香取市の公立保育所に入所している2名分の負担金となります。

44ページをお願いいたします。

23節・国庫負担金返還金778万8,000円及び県費負担金返還金107万1,000円、平成29年度子どものための教育・保育給付費県費負担金の保育園にかかる事業の負担金の精算となります。

4目・児童福祉施設費の19節・保育士処遇改善事業補助金56万円、保育士が3名増えたことによる増額補正でございます。

3項1目・国民年金事務取扱費の13節・システム改修委託料5万4,000円、平成31年4月の制度改正に伴い、システムが対応出来るよう、改修するものとなります。

続いて、4款・衛生費、1項1目・保健衛生費、予防費の11節・印刷製本費3万円、鈴木庄江様より乳がん予防にということで指定寄附3万円いただきましたので、乳がん予防に関するパンフレットを作成し、配布するものでございます。

5目・病院費の24節・病院事業会計出資金157万2,000円、先程ご説明しました東庄病院の空調設備更新工事設計業務に対する出資となります。繰り出し基準に沿いまして、事業費の2分の1の繰り出しとなります。

45ページに移りまして、6目・公害対策費の19節・合併処理浄化槽設置補助金332万円、合併処理浄化槽設置補助金の申請が見込みより増加したため、増額補正するものでございます。

7目・保健福祉総合センター管理費の13節・空調設備更新工事設計業務委託料178万2,000円、空調設備の更新にかかる設計の保健福祉総合センター分と

なります。

2項・清掃費、1目・じん芥処理費の19節・香取広域市町村圏事務組合負担金4,429万3,000円、伊地山クリーンセンターの炉が故障したことによる修繕料、修繕中のごみ処理の委託料にかかる負担金の増額となります。

続いて、5款・農林水産業費、1項3目・農業費、農業振興費、19節・農業次世代人材投資事業補助金75万円、10月から就農を開始した新規就農者に対する半期分の補助金で全額県の補助となります。

次に、5目・農地費、46ページに移りまして、19節・環境保全型農業対策事業交付金3万8,000円、環境保全型農業に取り組む団体に対する補助金で、対象面積が増加したことによる増額補正でございます。

次に、6目・水田農業構造改革対策推進費の19節・飼料用米等拡大支援事業補助金134万6,000円、全額が県の補助金となりますが、飼料用米の取り組みに対する助成単価の見直しと支援の拡充による割り増し債等があったため増額補正するものでございます。

同節の飼料用米等流通加速化事業補助金25万8,000円、こちらも全額県の補助金となります。

飼料用米の拡大に取り組むための設備投資に対する補助金ですが、事業費の確定により、不足額を増額補正するものでございます。

続いて、6款・商工費、1目1節・商工費、商工総務費の1節・消費者生活相談員報酬1万円、毎週月曜日に実施しております消費生活相談の相談員に対する報酬となりますが、県と共同で休日に相談を実施したことによる増額補正となります。

7款・土木費、2項3目・道路橋梁費、道路新設改良費ですが、過疎対策事業債を充当する道路につきまして、落札減等による減額がありましたので、特定財源の地方債を減額し、財源振替をしております。

次の47ページをお願いします。

9款・教育費、1項2目・教育総務費、事務局費の12節・会議録作成手数料17万8,000円、小学校統合会議の各部会の会議録を作成するための増額補正となります。

18節・事務用備品購入費5万4,000円、デジタルカメラの故障による更新となります。

2項1目・小学校費、学校管理費の15節・教育施設維持補修工事費174万円、東城小学校プールのブロック塀の建て替えや台風による倒木等の処理等、緊急的に支出したものが多数発生しましたので、今後の支出を見込んでの増額補正となります。

なお、特定財源の国・県支出金及び地方債の2,500万円ですが、当初予算9月補正で議決いただいております笹川小学校の空調設備設置工事につきまして、財源振替を行っているものでございます。

次に3項・中学校費、48ページに移りまして、1目・学校管理費、15節・教育施設維持工事費3,990万円、国の補正予算による補助事業としまして、来年度予定していましたが空調の設置工事を前倒しして実施いたします。この工事で増額補正となる金額は9,990万円となりますが、発注済みの駐輪場整備工事において落札減がありましたので、6,000万円の減額補正を行い、差し引き3,990万円を計上しております。

特定財源としまして、小学校費と同様に国庫補助金及び過疎対策事業債をそれぞれ2,500万円予定し、財源振替をしております。

次に、4項1目・幼稚園費の18節・幼稚園管理用備品104万円、こども園開設に向けた準備となります。新規で預かり保育が始まりますので、低年齢児用の備品やタイムレコーダーの購入となります。

19節・施設型給付費負担金229万1,000円、民生費で同名の補正がありましたが、こちらは町外の幼稚園型こども園に対する負担金となります。入所者数が増加したことなどによる総額補正です。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の39ページをお願いいたします。

12款・分担金及び負担金、1項1目1節・負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金の保育所保育料負担金755万1,000円、歳出補正で申し上げました民生費保育事業委託料の保護者負担分となります。

14款・国庫支出金、1項1目2節・国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,431万円、負担金と同事業であります保育事業委託料に対する国の補助金となっております。

4節・国民健康保険基盤安定負担金209万4,000円、歳出補正の民生費で

申しあげました国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定分に対する国の補助金となります。

2項5目1節・国庫補助金、教育費国庫補助金、教育費補助金のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金5,000万円、歳出補正の教育費で申しあげました中学校の空調設備設置工事の補助金と当初予算及び9月の補正予算で承認いただきました小学校の空調設備設置工事に対する国の補正予算による補助金となります。

3項2目1節・委託金、民生費委託金、社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金5万4,000円、歳出補正の民生費で申しあげました年金システム改修委託料の補助金となっております。

次に、15款・県支出金、1項2目・県負担金、民生費県負担金、2節・児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県負担金367万7,000円、国庫負担金と同様に民生費保育事業委託料の補助金となっております。

4節・国民健康保険負担金の国民健康保険基盤安定負担金83万3,000円、こちらも国庫負担金と同様となっております。

5節・後期高齢者医療負担金835万8,000円、昨年度の後期高齢者医療給付費負担金が確定し、精算するものとなります。

2項・県補助金、2目5節・民生費県補助金、児童福祉費補助金の保育士処遇改善事業補助金28万円、歳出補正の民生費で申しあげました保育士処遇改善事業の補助金で、こちらは事業費の2分の1が補助となっております。

3目3節・衛生費県補助金、公害対策費補助金の生活排水対策浄化槽推進事業補助金130万円、歳出補正の衛生費で申しあげました合併処理浄化槽設置補助金に対する県の補助金となります。

4目・農林水産業費県補助金、2節・農業振興費補助金の農業次世代人材投資事業補助金75万円、歳出補正で申しあげました同名の事業に対する補助金となります。

40ページに移りまして、3節・水田農業構造改革対策推進費補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金134万6,000円及び飼料用米等流通加速化事業補助金25万8,000円は、歳出補正で申しあげました同名の事業に対する補助金となります。

17款1項・寄附金、2目1節・指定寄附金の指定寄附金（福祉）114万6,

000円は、ブライトピック千葉様より福祉のための指定寄附でございます、指定寄附3万円は鈴木庄江様より乳がん予防のためということでいただいております。

18款・繰入金、2項・基金繰入金、2目1節・財政調整基金繰入金5,000万円、事業費に対する不足分につきまして財政調整基金を繰り入れるものでございます。

3目1節・地域福祉基金繰入金63万9,000円、歳出補正で申しあげました民生費の車両購入の不足分に充当するため基金の一部を取り崩すものとなります。

最後に、歳入が歳出に不足する886万4,000円について、19款・繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

続いて、36ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、9月定例会の補正予算第1号で承認いただきました、ちば電子調達システムサービス提供業務につきまして、限度額を55万5,000円増額補正するものでございます。東庄町の名簿登録者数の増加に対する負担額の増額に対応するためのものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時59分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第39号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の56ページをご覧ください。

初めに歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費でございますが、国の人事院勧告及び千葉県人事委員

会勧告に基づく給与改定に伴いまして、一般会計同様に職員の給与改定を行うにあたり、人件費18万7,000円の増額及び不足が見込まれる時間外勤務手当10万円の増額を補正するものであります。

2款1項1目・一般被保険者療養給付費、2目・退職被保険者等療養給付費、3目・一般被保険者療養費、2款2項2目・退職被保険者等高額療養費でございますが、それぞれの療養費が増加しているため、不足見込み分合計2,615万円の増額を補正するものでございます。

57ページをご覧ください。

5款3項1目・保健指導費でございますが、1款1項1目と同様に給与改定による人件費9万5,000円の増額を補正するものでございます。

8款1項5目・療養給付費等負担金償還金でございますが、平成29年度分の額確定による精算分としまして、返還金3,521万円を補正するものであります。

続きまして、歳入でございます。

55ページをご覧ください。

4款1項1目・保険給付費等交付金につきましては、千葉県から交付されます普通交付金が交付決定されたことにより、当初額との差額分226万6,000円を増額するものでございます。

6款1項1目・一般会計繰入金につきましては、1節及び2節の保険基盤安定繰入金が繰入金算出基礎表に基づく負担金の交付申請額確定により、1節・保険税軽減分で28万6,000円の減額、2節・保険者支援分で419万円の増額を、また、3節の職員給与費等繰入金では、給与改定による人件費増に対応するために38万2,000円を補正するものであります。

8款4項1目・一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故による損害賠償金として32万1,000円を増額補正するものであります。

最後に、歳入が歳出に不足する5,486万9,000円につきましては、7款1項1目・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第40号、平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、内容の説明を申し上げます。

議案書の64ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

2款1項1目・後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、平成29年度千葉県後期高齢者医療保険料等負担金の精算額に基づき、東庄町においては保険料が追加納付となりますので、その額343万円を補正するものであります。

続きまして、歳入でございます。63ページをご覧ください。

歳入が歳出に不足する343万円につきましては、4款1項1目・繰越金で補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第41号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費、補正額8万9,000円は、1項1目・一般管理費で職員3名分の給与改定等による人件費について増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は8万9,000円の増額、歳出合計で2,196万1,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。68ページをお願いいたします。

3款・繰越金8万9,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費の不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は8万9,000円の増額、歳入合計で2,196万1,000円となります。

以上で平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の76ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1 款・総務費、補正額 1 1 万 9 , 0 0 0 円は、1 項 1 目・一般管理費で職員 4 名分の給与改定等による人件費の増額補正、3 款・地域支援事業費補正額 4 万 3 , 0 0 0 円は、1 項 3 目・一般介護予防事業費で職員 1 名分の給与改定等による人件費の増額補正、2 項 1 目・包括的支援事業費で職員 1 名分の給与改定及び職員の扶養手当にかかる人件費の増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は 1 6 万 2 , 0 0 0 円の増額、歳出合計で 1 4 億 2 , 2 1 5 万 7 , 0 0 0 円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7 5 ページをお願いいたします。

7 款・繰入金、補正額 1 6 万 2 , 0 0 0 円については、1 項 3 目・その他一般会計繰入金で給与改定等による人件費等の増額分を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上の結果、歳入補正額は 1 6 万 2 , 0 0 0 円の増額、歳入合計で 1 4 億 2 , 2 1 5 万 7 , 0 0 0 円となります。

以上で平成 3 0 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、続きまして、議案第 4 3 号、平成 3 0 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 1 号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の 8 7 ページをお願いいたします。

平成 3 0 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち支出で 1 款・病院事業費用、1 項・医業費用、1 目・給与費、2 節・手当に 1 2 3 万 9 , 0 0 0 円を追加し、病院事業費用総額を 1 0 億 8 , 8 5 5 万 7 , 0 0 0 円とするものでございます。この補正につきましては、給与改定に伴うもので、勤勉手当、宿日直手当分を増額補正するものでございます。

続きまして、議案書の 8 8 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち支出から説明をさせていただきます。

1 款・資本的支出、1 項・建設改良費、2 目・施設整備費、2 節・委託料に 3 1

4万4,000円を追加し、資本的支出総額を1億30万7,000円とするものであります。

内容につきましては、11月の全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、病院、オーシャンプラザ、保健福祉総合センターのエアコンで使用しているフロンガス、R22につきましては、オゾン層保護法等により平成32年に生産が終了することとなっております。今後、フロンガスの入手が難しくなりますと、修理に時間を要することで患者の容体に影響を及ぼす可能性や修理費用の高騰も懸念されることから、平成31年度に工事を実施したく、今回の補正で空調設備更新工事設計業務委託料として費用を計上するものでございます。

また、空調設備更新工事設計業務につきましては、病院、オーシャンプラザ、保健福祉総合センター分を一括して発注する予定であり、委託料につきましては、病院負担分の費用を計上したものでございます。

続きまして、収入では、1款・資本的収入、1項・出資金、1目・一般会計出資金、1節・一般会計出資金に157万2,000円を追加し、資本的収入の総額を3,957万4,000円とするものでございます。

この補正につきましては、空調設備更新工事設計業務委託料の増額による一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、83、84ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

当期純利益を347万7,000円から123万9,000円減額し、223万8,000円とし、84ページ下段の資金期末残高では、1億8,090万9,000円となる予定でございます。

85、86ページが給与費明細となっております。

以上で病院事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長(城之内一男君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、山崎ひろみ君。

10番(山崎ひろみ君)

47、48ページの教育費のところなんですけれども、先程、空調設備のお話が

ありましたけれども、国の補正予算で現在、エアコンの設置されていない小中学校全部に対して予算化していると思います。笹川小は前回のあれで、今回は中学校です。あと残りの4校に対しては、補助金を申請して事業を行うのか、それとも違う形で行うのか。来年1年間、エアコンは必要かと思えますけれども、ちょっとこの数字ではわからなかったなので、お聞きしたいと思います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

こちらのエアコンにつきましては、統合小学校となる笹川小学校の北南校舎、それと東庄中学校ということで計上してあるものです。残りの統合になる4校の小学校につきましては、この前、全員協議会でお示したとおり、各学校において一部屋ぐらいの仮設のエアコンを設置しまして、その部屋を来年の半年間、使っていただいて、涼をとっていただくような形を考えております。

以上です。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

その他、ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第38号、平成30年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成30年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成30年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第15、請願第3号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願についてを議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

請願第3号、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすることを求める請願について、10番、山崎ひろみ君。

10番(山崎ひろみ君)

この度の請願に対する紹介議員として、ご説明申し上げます。

過日、精神障害者家族会、かとり会の会長、土屋さんを初め、東庄町の役員及びその他の皆さんにお会いして、お話を伺ってまいりました。

請願趣旨にありますように、現在は精神科医療に対しては、医療費の助成があるのですが、外科や歯科など、別の科にかかるのに対しては軽減措置がされておらず、診療を控えてしまっている状況の方もあるとのこと。

親の援助で生活している方達がほとんどで、親の方も高齢になり、経済的にも困窮しているところもあります。身体障害者と知的障害者の方は助成の対象となっていますので、精神障害者の方達も同じく助成の対象としていただくよう、東庄町議会として県に対して意見書の提出をお願いいたしたく、請願するものであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり

り所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第16、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、5日及び6日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、5日及び6日の2日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。12月7日の会議は議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

(午後 2時34分 散会)